

第3次ひたちなか市教育の大綱 (案)

令和8年度～令和11年度

令和8年4月

ひたちなか市

はじめに

このたび、市長と教育委員会で構成する「ひたちなか市総合教育会議」での協議を経て、令和8年度から令和11年度までの4年間を対象期間とする「第3次ひたちなか市教育の大綱」を策定いたしました。

本市では、第3次総合計画後期基本計画において「人口15万人の維持」を重点テーマに掲げ、「職住育近接のまちづくり」を進めてまいりました。計画に位置付けた施策を着実に推進してきた結果、人口15万人の維持は達成された状況となり、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果が着実に現れております。

一方で、今後は少子高齢化や人口減少がより一層進行し、労働力や地域の担い手不足が見込まれるほか、社会の変化に伴い、市民ニーズや地域課題がますます多様化・複雑化し、新たな課題が表面化することも想定されます。こうした時代においても、本市が持続可能なまちとして発展していくためには、これまで大切に育んできた「協働のまちづくり」をさらに発展させていくことが重要です。

こうした背景から、第4次総合計画の策定に当たっては、幅広い世代の方々と対話を重ねながら検討を進めてまいりました。このような取組を通じて導き出された市民が思い描く理想の暮らしの姿と、行政が目指すまちの姿を融合させ、第4次総合計画前期基本計画では将来都市像を「暮らしをデザインできる、職住育共創のまち」と決めました。

この将来都市像には、それぞれが思い描く理想の暮らしの実現に向け、これまでの協働のまちづくりを基盤としながら、行政をはじめ、市民や法人・団体など、まちに関わる多様な主体が対話を重ね、ともに考え、ともに実践することで、新たな価値を創り出していく「共創」という考え方を取り入れております。

このような考えの下、教育関連分野の施策を推進するためにも、今般、令和3年度に策定された「ひたちなか市教育の大綱」の改定に至ったところです。

新たな大綱は、引き続き、青少年育成、生涯学習、スポーツ及び芸術・文化の分野についても網羅し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として位置付けるものとなっております。今後は、新たな大綱の下で本市の教育行政が実施されるとともに、前期基本計画に掲げる「ともに育ち、広がる学び」を推進してまいります。

令和8年4月

ひたちなか市長 大谷 明

目次

1	教育の大綱の位置付け	2
2	改定の背景	2
3	対象期間	2
4	教育の大綱の体系	3
5	施策の内容	
	施策1 幼少期の教育	4
	施策2 学校教育	5
	施策3 高校・大学教育	7
	施策4 青少年育成	8
	施策5 生涯学習	8
	施策6 スポーツ	9
	施策7 芸術・文化	9

1 教育の大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

2 改定の背景

本市においては、人口減少、少子高齢化が進行し、社会・経済情勢も急速に進展する中、令和3年度からの後期基本計画の計画期間が満了することに伴い、令和7年度において、令和8年度から4年間の計画期間とするひたちなか市第4次総合計画前期基本計画を策定しました。また、学校教育の分野においては、変化の激しい時代に、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成をめざし、子どもを主語とした自由で楽しい学び場づくりを基礎に、ICTや地域の資源を活用しながらの自律的な学びと探究的な学びの更なる推進が求められています。

こうした中、従来の教育の大綱については、令和3年度に策定して以来5年あまりが経過したこともあり、市長と教育委員会が、教育行政の大綱や教育、学術及び文化の振興を図るための重点的施策等について協議・調整を行う「ひたちなか市総合教育会議」において、教育の大綱の改定の考え方について意見の交換を交わしました。

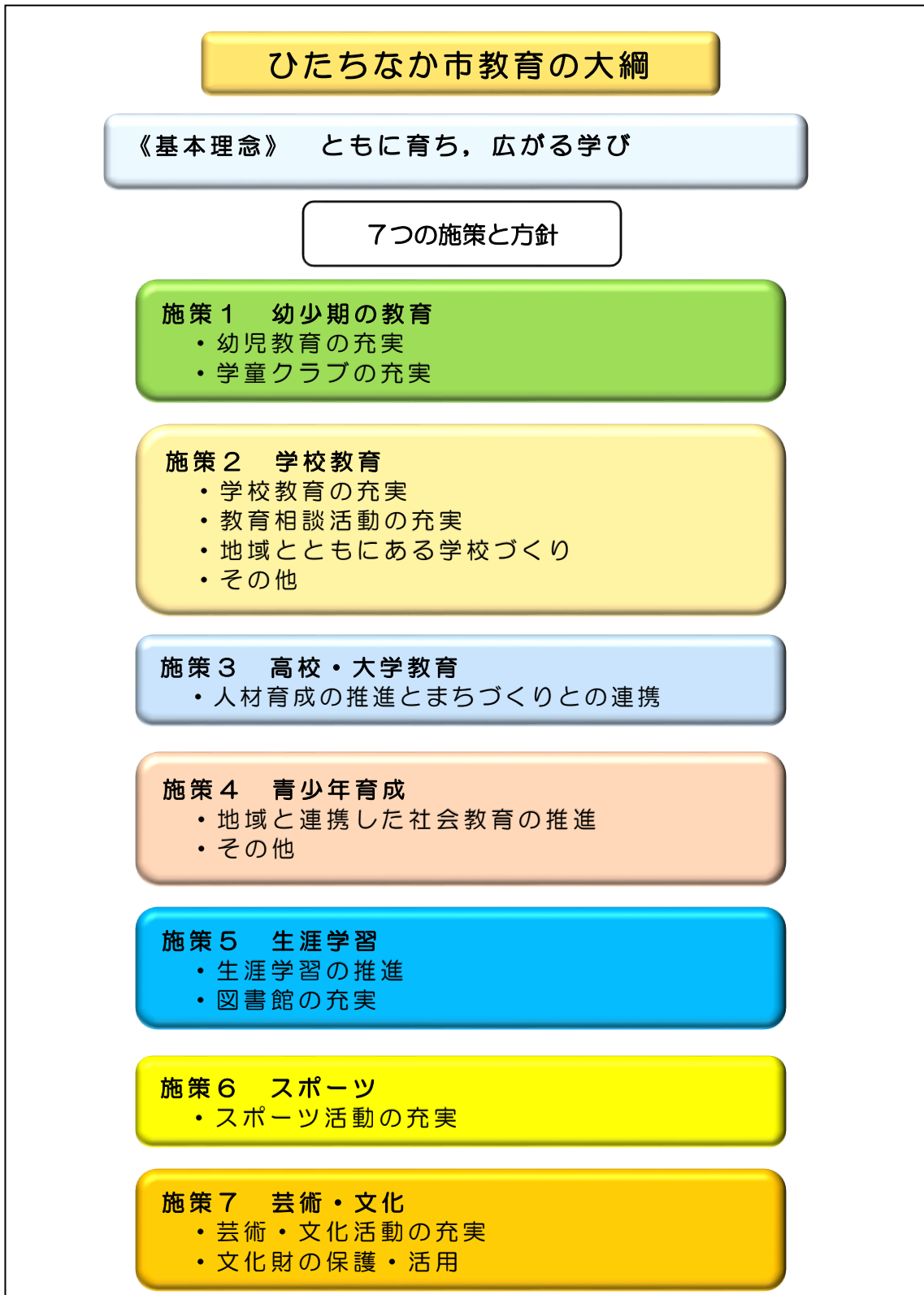
会議の中で、市のまちづくりの最上位計画であるひたちなか市第4次総合計画前期基本計画と教育の大綱の整合性を図るため、前期基本計画に掲げる教育、青少年育成、生涯学習、スポーツ及び芸術・文化の施策を推進するための取組と方針の内容を「教育、芸術及び文化等の振興に関する総合的な施策の大綱」としたところです。このことを踏まえ、今回、前期基本計画の教育関連分野の内容を取りまとめて教育の大綱とすることといたしました。

3 対象期間

「ひたちなか市教育の大綱」の対象期間は、上記の改定の考え方も踏まえ、ひたちなか市第4次総合計画前期基本計画の計画期間と合わせて、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 教育の大綱の体系

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、「ともに育ち、広がる学び」の下、前期基本計画に掲げる7つの教育関連分野の施策を挙げます。



5 施策の内容

施策1 幼少期の教育

幼児教育の充実

- 公立幼稚園においては、遊びをとおしてより自発的・体験的に心身の発達が促されるよう、地域との連携と教育内容の充実を図っていきます。
- 家庭環境等の変化に対応するため、開園時間外における預かり保育を実施します。
- 特別な支援を要する幼児に対しては、副担任や介助員を適切に配置します。関係機関との連携を強化し、特別支援教育を充実させることにより、誰もがともに多様性を尊重し合いながら学ぶインクルーシブ教育体制の整備に努めます。
- 公立幼稚園については、施設の計画的かつ効率的な維持管理に取り組むとともに、職員や施設について、需要に応じた適正配置に努めます。

主な取組

- 教育内容の充実（小学校教育との連携強化）
- 子育て支援の充実（保護者との交流事業）
- 地域社会と連携した幼児教育の推進
- 子どもの発達等に応じた支援（特別支援教育・外国籍幼児教育の充実）
- 幼稚園施設の維持管理

学童クラブの充実

- 余裕教室が確保できない学校については、放課後利用しない教室のタイムシェアについて、検討・改善していきます。
- 学童クラブ専用施設については交付金を活用した修繕により長寿命化を図っていきます。
- 公立学童クラブの放課後児童支援員に対して多彩な研修を実施することにより育成支援の資質向上を図ります。
- 特別な支援が必要な児童に対しては、要配慮児童相談支援業務を継続していきます。

主な取組

- 公立学童クラブ運営の充実
- 公立学童クラブの教室環境等の整備
- 要配慮児童相談支援業務の継続
- 民間学童クラブの運営支援

施策２ 学校教育

学校教育の充実

- 一人一台端末を核として ICT の諸機能を最大限に活用しながら、個別最適な学びや自己調整学習、課題解決重視の探究的な学びを推進します。
- 中学校英語科においては、All English 授業や複数校間英会話交流などをおこなって、英語発信力の向上を図ります。
- 自治的な活動については、ルールメイキングを含むよりよい学校づくりのために、学級会、委員会、生徒会総会等の集団・場面における企画や話し合いの進め方について体験的に学び成果を発信する取組を展開します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対しては、就学相談や学校介助員の配置、関係機関との連携・協力により、支援体制の充実に努めます。
- 教職員の研修については、各自の省察に基づく、国・県等の機関のオンライン等の講座の受講や、市教育研究会等が主導するピアラーニングや共同研究の実践を奨励・支援します。
- タブレット端末やネットワーク機器等の更新作業を進めながら ICT を日常的に活用できる環境を整え、ICT を活用して協働的な学び実践し、自ら問題を発見し解決できる資質・能力の育成を図っていきます。
- 学校施設の長寿命化を視野に入れ、年次的な計画に基づき改修を進めるとともに、社会情勢の変化等を弾力的に反映させながら、教育設備や給食設備、備品の整備・充実に取り組みます。
- 教職員の長時間勤務を解消するため、市と教育委員会と学校が地域などと協力して「教職員の働き方改革」を推進し、時間外勤務時間の削減や勤務環境の改善等に取り組みます。
- 「総合教育会議」において、教育の現状や課題について市長部局と情報を共有するとともに諸課題について、教育委員会と市長部局が一体となって解決を図ります。

主な取組

- ・保護者・地域対象の学校の授業公開の推進（教科授業・自治的活動授業）
- ・茨城高等専門学校留学生との交流における英会話体験，複数校間英会話交流，英語プレゼン発表会
- ・学校介助員配置事業，教育支援委員会による就学相談対応
- ・教職員研修に関する事業
- ・小・中・義務教育学校施設・備品等の整備
- ・教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の推進
- ・総合教育会議の充実

教育相談活動の充実

- ・不登校やいじめの未然防止を図るため，安心・安全で魅力ある学校づくりに努めます。
- ・カウンセリングアドバイザーの監修により「いちよう広場」や相談活動のあり方について，不断の検証と改善を図ります。
- ・不登校対策支援員を配置し，引きこもり傾向にある児童・生徒への支援に取り組みます。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により，不登校が長期化した児童・生徒と家庭に対し，教育と福祉の両面から支援をしていきます。

主な取組

- ・安心安全な学校づくりの推進
- ・教育相談事業（電話，メール，来所）
- ・「いちよう広場」運営
- ・不登校対策支援事業

地域とともにある学校づくり

- ・学校と家庭や地域が連携し，将来を担う子どもたちが地域に学び，地域の良さを体験できるようにします。
- ・学校運営協議会において，地域の方々から，身近にある自然・食・歴史等の豊かな教育資源の活用に関する提案や協力をいただくことにより，より体験的で特色ある教育活動を実現します。
- ・授業公開等の機会を増やし，参観した地域の方々の声を教育課程等に反映できるようにします。
- ・コミュニティ組織の活動への児童・生徒の参画の機会を拡大すること等をと

おして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。

- 豊かな地域資源についてよりリアルに体験する機会を設けます。

主な取組

- 学校運営協議会における教育課程等に係る協議の促進
- コミュニティゲスト事業，部活動指導員支援事業，部活動外部指導者支援事業
- ひたちなかキャリア探検ラリー事業
- ひたちなかふるさと体験プログラム・ふるさと検定事業
- 保幼小中接続・連携
- 地域学校協働活動の推進

その他

- 防災マップ，津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに，市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識を醸成します。また，学校においても，発達段階に配慮しながら，家庭・地域においても有用となる実践的な行動力を育てていきます。
- 登校時の子どもの安全を守るため，民間交通指導員が立哨指導見守り活動を行います。道路安全パトロールにより危険箇所の把握や交通安全施設の点検を行います。また，小・中学校や義務教育学校の通学路など児童・生徒を守る区域や高齢者に配慮が必要な場所については，安全点検を実施し，危険箇所の把握に努めます。これらの活動を地域や警察とも連携しながら行い，交通事故を防止するための安全な環境づくりを推進します。
- 生活道路への速度抑制対策としては，国の道路交通法改正による速度規制がなされますが，物理的デバイスを用いた「ゾーン 30 プラス」については，地域や学校からの要望に対し，警察や道路管理者，および地域住民との協議により設置・運用を検討していきます。
- 学校給食への地場農産物の提供による食育の充実を図ることにより，地産地消，販路拡大を推進します。
- 学校給食での水産物の提供による食育の充実を図り，地産地消を推進します。

主な取組

- 学校における防災教育の実施
- 全児童・生徒対象の，避難訓練や保護者への引渡し訓練などの実施
- 学校の危機管理マニュアルの定期的な見直し
- 学校給食による地場農産物，水産物の消費拡大，地産地消の推進

施策3 高校・大学教育

人材育成の推進とまちづくりとの連携

- ・市と茨城工業高等専門学校との間で締結した包括的な連携協定に基づき、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進します。
- ・高等学校や高等教育機関等と連携して、大学等の有する専門的な研究成果や知見、学生の活動などをまちづくりに活かす取組を進めます。
- ・社会情勢の変化に対応し、地域に必要な人材を育成する観点から、医療や看護・介護の分野、ものづくりの高度な技術の集積や工業系の教育機関の立地を背景とした理工系の分野などの人材を養成する、高等教育機関や研修機関、研修機関等の誘致を検討します。
- ・教育の機会均等と有為な人材育成のため、経済的な理由により修学が困難な学生に対して学資を貸与します。
- ・本市の将来を支える人材の確保及び定住・定職を図るため、奨学金を返還している市民のうち、医療・福祉分野の専門職種又は中小企業に就業している方、起業している方、第一次産業に従事している方に対して補助を行います。

主な取組

- ・茨城工業高等専門学校との連携
- ・大学等とのまちづくりなどに関する連携
- ・リーダーズクラブによる、各種まちづくりイベントへの参加協力
- ・奨学金貸与事業
- ・入学準備金貸与事業
- ・奨学金返還支援事業

施策4 青少年育成

地域と連携した社会教育の推進

- ・青少年団体活動を支援するなどして、青少年が、多くの人々との交流や様々な体験、ボランティア活動などを通して、社会性や自立心などを身に付ける機会を提供していきます。
- ・地域住民等による体験や交流の機会の情報提供に努めます。
- ・悩みや困りごとへの対応と、非行や問題行動を未然に防止するための相談・指導体制・啓発の充実を図ります。
- ・令和8年度から、休日の学校部活動を原則として行わず、スポーツ・文化芸術

活動を地域において行えるよう各種地域クラブを認定し整備します。その後、平日の学校部活動についても地域クラブへの移行を推進します。また、これまで学校に部活動として設置されていなかった種目・分野についても広く整備を進めます。

- 家庭の経済状況により活動機会に差が生じないように、必要な支援を講じます。
- スポーツ・文化芸術団体、地域住民、保護者、学校などが連携し、地域の実情に応じた体制の構築を進めます。

主な取組

- 青少年団体への支援
- 体験や交流機会の情報提供
- 青少年相談事業（電話等による相談・街頭指導等）
- 学校部活動の段階的な地域展開の推進
- 市公式ホームページや SNS、市報等での情報発信
- 指導者の確保と育成
- 関係団体等への説明会の実施、周知

その他

- 関係団体と連携しながら、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、保護司会や更生保護女性の会による保護観察活動や再犯防止活動、青少年の非行防止活動などを支援し、犯罪予防の推進を図ります。

主な取組

- 地域の青少年相談員による巡回指導

施策 5 生涯学習

生涯学習の推進

- こらぼ DE まなぼ等を開催し、市民に身近な社会問題や地域課題などに関する学習機会を提供することで、生涯学習の推進に努めます。
- ふぁみりこらぼまつりや多世代交流イベント等を実施し、交流機会の拡充を図ります。
- 子育て支援・多世代交流施設的环境整備に努めるとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を推進します。

主な取組

- ころぼ DE まなぼ等運営事業
- 学習機会に係る資料・情報提供
- ふぁみりころぼまつりや多世代交流イベント等の実施
- 子育て支援・多世代交流施設の運営

図書館の充実

- 市立図書館は、市民の教養と生活文化の向上を図るための生涯学習の拠点として、幅広い分野の資料を収集し提供するため、内容の充実を図り魅力ある図書館を目指します。
- 誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めるとともに、図書館の施設や設備・機能の拡充を図ります。
- 子どもの読書活動を推進するとともに、若年層の利用拡大に努めます。
- ICTの活用やレファレンスサービスの充実などの検討を行い、利用者サービスの向上に努めます。

主な取組

- 新中央図書館の整備
- 本の魅力を伝える講演会や読み聞かせの会などの各種講座等の開催
- 小・中学校を対象に調べ学習等に対応したテーマ別の「図書パック」の貸出
- 自動貸出機など各種 ICT 機器の導入
- 電子書籍及びデジタル資料などの充実

施策 6 スポーツ

スポーツ活動の充実

- スポーツを通じた市民の健康づくりや相互交流、スポーツイベント開催による地域の活性化など、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進します。
- スポーツ協会・スポーツ少年団の加盟団体や総合型地域スポーツクラブの運営・活動に対し、継続的に支援を行うとともに、スポーツに関わる地域の団体や人材の連携促進により、スポーツ指導者等の育成とスポーツ環境の充実を図ります。
- 勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会については、多くの市民の信頼と協力を

基盤とし、市民の誇りや連帯を生み出してきた大会です。この伝統を守り、さらにランナーに選ばれる大会として未来へと引き継いでいきます。

- プロ・実業団スポーツチームと連携したスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、選手と市民の交流機会を創出し、スポーツを通じた地域振興をはじめ、競技の普及やスポーツ人口のすそ野の拡大を図ります。
- スポーツ施設については、計画的に改修・整備を行い、適切な維持管理に努めるとともに、施設の集約化や廃止などストック適正化を図ります。

主な取組

- スポーツ・レクリエーション団体支援
- 総合型地域スポーツクラブ支援
- 各種スポーツ指導者の活用、講習会の開催
- 勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会の開催
- プロスポーツ等の連携事業
- 総合運動公園施設改修事業、那珂湊運動公園施設改修事業、スポーツ施設整備事業

施策7 芸術・文化

芸術・文化活動の充実

- 文化会館の自主事業については、優れた芸術・文化団体の招致を継続するとともに、園児、児童、生徒を対象にしたプロ芸術家の派遣や、様々なジャンルの芸術文化の体験教室を実施するなど、子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れ合う機会の充実を図ります。
- 子どもたちへ伝統文化の体験や発表の機会を提供し、本市に根付く伝統文化の継承や郷土愛を育む環境の整備に努めます。
- 総合発表会「春の祭典」などの市芸術祭や、「一日体験教室」を実施し、文化協会の活性化を図るとともに、市民が多様なジャンルの芸術文化に参加する機会を提供します。

主な取組

- 文化会館自主事業
- 幼小中学生芸術鑑賞会、伝統文化継承事業、子ども伝統文化フェスティバルの開催
- 芸術祭の開催
- 文化協会の育成
- 文化会館の適切な維持管理

文化財の保護・活用

- 貴重な文化財を後世に引き継ぐため、市民の協力を得ながら文化財の保護・保存を適切に実施します。
- シビックプライドの醸成と文化財に親しむ環境の整備を図るため、保管する出土遺物や歴史資料の公開、講座等を開催し、貴重な歴史的資源の魅力を広く発信するとともに、教育的活用を図ります。
- 文化財の適切な保護・保存を図るため、後継者を育成するなど文化財保護に取り組む団体等を支援します。

主な取組

- 十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画等の策定
- 史跡等の維持管理
- 出土遺物や歴史資料等の展示・活用
- 文化財愛護協会への支援